

第10回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年4月22日（月）午後1時30分

場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 令和5年度農業委員会活動実績
- (2) 報告第2号 令和6年度農業委員会活動計画
- (3) 報告第3号 令和6年度農業委員会当初予算について
- (4) 議案第1号 農用地利用集積計画について
- (5) 議案第2号 農用地の買入協議に係る要請について
- (6) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第6号 非農地証明願について

5 出席委員（16名）（法律第27条第3項規定）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1 番 渡邊 和子 | 2 番 越沼 良 | 3 番 秋本 則夫 |
| 4 番 阿見 芳 | 5 番 助川 悦夫 | 6 番 津久井 勝之 |
| 7 番 植竹 裕子 | 8 番 笹沼 保治 | 9 番 郡司 裕一 |
| 10 番 荒井 一夫 | 11 番 相馬 和恵 | 12 番 岩城 善広 |
| 13 番 鈴木 賢一 | 14 番 古沢 成子 | 15 番 屋代 幸子 |
| 17 番 佐藤 孝 | | |

6 欠席委員 16 番 唐橋 洋子

7 本会に出席した職員

農業委員会事務局長ほか 4 名

8 傍聴人 2 名

開会の宣言

午後1時47分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（4 番）

事務局 それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長 （荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は16名であり、定足数を満たしております。ただいま

から第10回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、1番渡邊委員、2番越沼委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局にお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料訂正箇所等の説明>

議長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

報告第1号「令和5年度農業委員会活動実績について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 4、5ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号「令和6年度農業委員会活動計画について」及び報告第3号「令和6年度農業委員会当初予算について」を一括上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 6～8 ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第2号及び第3号を終わります。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 9～40ページ>

農地中間管理機構特例事業 7件

利用権設定等促進事業 31件

農地中間管理事業（集積計画一括方式） 11件

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。

本件は、議事参与となる案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。

はじめに、利用権設定等促進事業、利用権設定等促進事業、申請番号4

－ 1 及び 4－ 2 について、 7 番植竹委員が議事参与に該当いたします。
つきましては、植竹委員は退室願います。

＜植竹 裕子委員退室＞

議 長 （荒井 一夫） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号 4－ 1 及び 4－ 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により 7 番植竹委員の入室を認めます。

＜植竹 裕子委員入室＞

議 長 （荒井 一夫） 続きまして、議案第 1 号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第 1 号については、原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 2 号「農用地の買入協議に係る要請について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 ＜総会資料説明 41 ページ＞

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第 2 号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は 7 件です。

はじめに事務局から説明を願います。

事務局 ＜総会資料説明 42 ページ＞ ※申請番号 3 番取り下げ

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりました。

次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。古沢委員。

現地調査担当委員（古沢 成子） 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。令和6年4月18日、現地調査班第1班で確認してまいりました。一括してご報告いたします。申請番号3番を除く、申請番号1番から7番までの6件について、担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検討しました結果、許可することに問題ないものと思われます。

以上、報告いたします。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 新規就農の要件は満たされているのでしょうか。

事務局 新規就農者には、営農計画書の提出を求めています。今回申請をした新規就農2名にも営農計画書を提出いただきました。

この2件の農地は小面積であることと、既に耕作、管理されていることを鑑みて、今後も農地を適正に管理されるであろうと事務局で判断いたしました。

事務局では、許可申請で耕作面積等に疑問がある時や農業未経験者の場合は、農業委員及び推進委員に面接をしていただくとともに関係各課に状況確認をしております。

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号3番を除く6件について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第3号は、申請番号3番を除く6件について、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は5件です。

はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 44、45 ページ、別冊資料説明 2、3 ページ>

議 長 （荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。古沢委員。

現地調査担当委員（古沢 成子） 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について報告いたします。令和6年4月18日、現地調査班第1班で確認

してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査検討しましたので報告いたします。

議案第4号 申請番号1番、加治屋地内について、転用目的はアパート建築のためです。現地の状況は、周りがアパートに囲まれた一角であり、農地として適正に管理されておりました。周辺の農地には影響がないと思われ、転用計画に問題ないものと確認しました。

申請番号2番、桧木沢地内について、転用目的は農業用倉庫として利用するためであり、農地法第4条の規定による許可申請の是正となります。周辺の農地には影響がないと思われ、転用計画に問題ないものと確認しました。

申請番号3番、上奥沢地内について、農地改良のための一時転用であり、前所有者死亡につき再申請となりました。転用計画に問題ないものと確認しました。

申請番号4番、若松町地内について、転用目的はアパート敷地の拡張のためです。アパートを建設した際、登記の手続きが漏れていたため申請するものです。周辺の農地には影響がないと思われ転用計画に問題ないものと確認しました。

申請番号5番、上石上地内について、転用目的はアパート建築のためであり、周りは住宅地やアパートに囲まれております。第3種農地の扱いです。コンクリート擁壁を設置し、土砂や雨水を防ぐ計画となっており、周辺農地には影響がないと思われ転用計画に問題ないものと確認しました。

以上、報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 本件は、議事参与に該当する案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行う予定でしたが、当該議員が欠席のため、分割せずに全5件について一括して審議したいと思います。

事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することことに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は4件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 46、47ページ、別冊資料説明 9～13ページ>

議 長 （荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。古沢委員。

現地調査担当委員（古沢 成子） 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。令和6年4月18日、現地調査班第1班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査検討しましたので報告いたします。

申請番号1番、狭原地内について、転用目的は住宅へ進入路を拡幅するためです。農地として適正に管理されておりました。境をコンクリートで土留めして、周辺に影響を与えないようにするとのことでした。転用計画に問題ないものと確認しました。

申請番号2番、桧木沢地内について、転用目的はご子息の住宅建築のためです。周辺の農地には影響がないと思われ、転用計画に問題ないものと確認しました。

申請番号3番、佐久山地内について、転用目的はご子息の住宅建築のためです。コンクリートで周辺を固め、雨水や土砂の外部流出を防ぐ計画です。周辺の農地には影響がないと思われ、転用計画に問題ないものと確認しました。

申請番号4番、加治屋地内について、転用目的は建売住宅分譲のためで、16区画建設予定です。境はコンクリートL型ブロック処理をする計画となっており、転用計画に問題ないものと確認しました。

以上、報告いたします。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号4番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、またそれ以外の3件については原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第5号については、申請番号4番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、それ以外の3件は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第6号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明48、49ページ、別冊資料14～19ページ>

議 長 （荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告

願います。古沢委員。

現地調査担当委員（古沢 成子） 議案第6号、非農地証明願いについて報告いたします。令和6年4月18日、現地調査班第1班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査検討しましたので報告いたします。

申請番号1番、佐良土地内について、現地は平成3年に倉庫を建築して以降、現在に至るまで倉庫を利用しております。農地に戻すことは難しいと思います。証明することに問題はないと思われます。

申請番号2番、川田地内について、現地は昭和35年に納屋を建築して以降、現在に至っております。農地に戻すことは難しいと思います。証明することに問題はないと思われます。

申請番号3番、須賀川地内について、現地は昭和45年以降に杉を植林してから山林となっております。農地に戻すことは難しいと思います。証明することに問題はないと思われます。

申請番号4番、大輪地内について、以前は畑として耕作しておりましたが、平成元年頃から耕作をしておらず、農地としての利用が無くなり現在に至っております。農地に戻すことは難しいと思います。証明することに問題はないと思われます。

申請番号5番、佐良土地内について、現地は昭和50年に住宅を建築して以降、現在に至っております。農地に戻すことは難しいと思います。証明することに問題はないと思われます。

以上、報告いたします。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第6号は原案のとおり証明することといたします。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

議 長 （荒井 一夫） そのほか、質疑はありますか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 皆さまから特にないようなので、以上で第10回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時37分 閉会